

平成十年法律第二百七十九号  
地球温暖化対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第七条）	第二章 地球温暖化対策計画（第八条～第九条）
第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条～第十八条）	第四章 政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条～第二十二条の十六）
第五章 事業活動に伴う排出削減等（第二十三条～第三十六条）	第六章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等（第三十七条～第三十九条）
第七章 業務（第三十六条の二十一～第三十六条の七）	第一節 総則（第三十六条の二十一～第三十六条の七）
第八章 国の援助等（第三十六条の二十八～第三十六条の二十九）	第二節 設立（第三十六条の八～第三十六条の十二）
第九章 地球温暖化対策の普及啓発等（第三十七条～第四十一条）	第三節 管理（第三十六条の十四～第三十六条の二十二）
第十章 森林等による吸収作用の保全等（第四十二条～第三十九条）	第四節 業務（第三十六条の二十三～第三十六条の二十七）
第十一章 國際協力排出削減量の記録、管	第五節 財務及び会計（第三十六条の三十一～第三十六条の三十三）
第十二章 地球温暖化対策の普及啓発等（第四十三条～第五十条の七条）	第六節 監督（第三十六条の三十四～第三十六条の三十七）
第十三章 國際協力排出削減量の記録、管	第七節 解散等（第三十六条の三十八～第三十六条の三十九）
第十四章 國際協力機関（第五十一条～第五十七条の五）	第八章 地球温暖化対策の普及啓発等（第三十一条～第四十一条）
第十五章 國際協力機関（第五十一条～第五十七条の十八）	第九章 地球温暖化対策の普及啓発等（第四十三条～第五十条の七条）
第十六章 國際協力機関（第五十一条～第五十七条の十九）	第十章 地球温暖化対策の普及啓発等（第四十三条～第五十条の七条）
第十七章 國際協力機関（第五十一条～第五十七条の三十三）	第十一章 國際協力機関（第五十一条～第五十七条の三十九）
第十八章 國際協力機関（第五十一条～第五十七条の三）	第十二章 地球温暖化対策の普及啓発等（第四十三条～第五十条の七条）

第十章 雜則（第五十八条～第六十五条）  
第十一章 罰則（第六十六条～第七十六条）  
附則

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に對して危険な人為的干渉を及ぼすこととなるない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に關し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他を促進するための措置を講ずること等により、将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。  
第三条 この法律において「地球温暖化対策」とは、六条の三十七)  
第六節 財務及び会計（第三十六条の三十一～第三十六条の三十三）  
第七節 監督（第三十六条の三十四～第三十六条の三十七）  
第八節 解散等（第三十六条の三十八～第三十六条の三十九）  
第七章 地球温暖化対策の普及啓発等（第三十一条～第四十一条）  
第八章 森林等による吸収作用の保全等（第四十二条～第三十九条）  
第九章 地球温暖化対策の普及啓発等（第四十三条～第五十条の七条）  
第十章 國際協力排出削減量の記録、管

は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二氧化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的・社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化(次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨とした地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うこと)をいう。(以下同じ。)のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(以下「地域脱炭素化促進施設」という。)の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

この法律において「算定期割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

この法律において「京都議定書」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

この法律において「京都議定書第六条1に規定する排出削減量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

この法律において「京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

この法律において「京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

この法律において「国が決定する貢献」とは、パリ協定第三条に規定する国が決定する貢献をいう。

この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力とし、日本国政府と日本国外の国(以下「相手国」という。)の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第1項に規定する排出削減等協力事業者が国際温

室効果ガス排出削減等協力事業(当該取決めに

係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。)を行うことにより削減され、又は吸收作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量(第九章の二第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。)であつて、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局(国際協力排出削減量の増加の記録に関する事務の実施に關して権限を有する機関をいう。同節において同じ。)との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

(基本理念)  
第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会(人の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第三十六条の二において同じ。)の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

(国の責務)  
第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に關係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

国は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体

4 この法律において「温室内効果ガスの排出」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二氧化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的・社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化(次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨とした地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うこと)をいう。(以下同じ。)のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(以下「地域脱炭素化促進施設」という。)の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7 この法律において「算定期割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

8 この法律において「京都議定書第六条1に規定する排出削減量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

9 この法律において「京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

10 この法律において「国が決定する貢献」とは、パリ協定第三条に規定する国が決定する貢献をいう。

11 この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力とし、日本国政府と日本国外の国(以下「相手国」という。)の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第五十七条の四第1項に規定する排出削減等協力事業者が国際温

（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的・助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

5 国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識・技術・経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るために国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るために国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の量の削減等に関する国際協力のための活動の促進を図るために情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関して行う活動の促進を図るために、前項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進を図るために、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずる

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

よう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

**第七条** 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関する、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1（a）に規定する目録及びパリ協定第十三条7（a）に規定する目録に係る報告書を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

**第二章 地球温暖化対策計画**

（地球温暖化対策計画）

**第八条** 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地球温暖化対策の推進に関する基本の方針

三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講すべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項

四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標

五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

七 第二十一条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項

十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するため必要な措置に関する基本的事項

十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要な事項

3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めるべきである。  
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の変更)

**第九条** 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘査して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない。  
3 前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用する。

**第三章 地球温暖化対策推進本部**

(地球温暖化対策推進本部の設置)

**第十一条** 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。  
(所掌事務)

**第十二条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に關すること。  
二 前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に關する総合調整に關すること。

(組織)

**第十三条** 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもつて組織する。  
(地球温暖化対策推進副本部長)

**第十四条** 本部の長は、地球温暖化対策推進副本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。  
(地球温暖化対策推進副本部長)

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。  
(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。  
(地球温暖化対策推進副本部員)

**第十五条** 本部に、地球温暖化対策推進副本部員(以下「本部員」という。)を置く。

**第二十条** 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。  
(事務)  
**第十七条** 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。  
(主任の大臣)  
**第十八条** この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。  
**第四章 政府実行計画 地方公共団体実行計画等**  
**(国及び地方公共団体の施策)**  
**第十九条** 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。  
2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。  
(政府実行計画等)  
3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。  
(政府実行計画等)  
**第二十条** 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。  
2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 計画期間  
二 政府実行計画の目標  
三 実施しようとする措置の内容  
四 その他政府実行計画の実施に關し必要な事項

3	環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
4	環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
5	環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府実行計画を公示しなければならない。
6	前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
7	政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。 （地方公共団体実行計画等）
8	都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
9	地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
10	都道府県及び市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
11	市町村は、地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
12	都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。
13	都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県においては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これららの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
14	都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
15	第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
16	都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
17	都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の送付その他協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関する見を述べることができる。
18	前項に規定する場合においては、市町村は、既に環境の保全に配慮して定めるものとする。前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定めたものとの利用の促進に関する事項は、その利用に伴つて排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等について行う活動の促進に関する事項。

1	及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
2	四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
3	五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
4	四 四 地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項）において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に於ける事項
5	五 市町村は、その地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
6	六 地域脱炭素化促進事業の目標
7	七 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
8	八 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
9	九 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
10	十 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
11	十一 六 口 地域の環境の保全のための取組
12	十二 七 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及び市町村は、当該地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。
13	十三 八 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県においては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これららの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
14	十四 九 十 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
15	十五 二十一 条第一項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
16	十六 二十二 条第一項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
17	十七 二十三 条第一項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
18	十八 二四 条第一項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1	画その他他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
2	二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に於ける事項
3	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
4	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
5	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
6	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
7	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
8	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
9	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
10	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
11	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
12	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
13	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
14	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
15	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
16	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
17	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
18	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）

1	（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
2	二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に於ける事項
3	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
4	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
5	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
6	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
7	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
8	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
9	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
10	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
11	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
12	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
13	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
14	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
15	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
16	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
17	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）
18	二十二条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この特例）

健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一項中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画」とみなされた地方公共団体実行計画」とする。施行計画協議会)

**第二十二条** 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関する必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができます。

地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行ふと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるよう、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調つた事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

**第二十二条の二** 地域脱炭素化促進事業を行う者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域

健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十二条第五項）の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

**第二十二条** 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。」を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

一 請求者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出量の削減等に関する目標を含む）

三 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 地域脱炭素化促進事業の実施期間

三 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出量の削減等に関する目標を含む）

三 地域脱炭素化促進事業の実施期間

四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

10 地域の環境の保全のための取組

11 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

12 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。

13 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

14 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

15 その他の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

16 地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備

又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 温泉法（昭和二十三年法律第一百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為（都道府県知事の同意を得なければならない。）並びに同法第四十一条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）及び同法第四十一条の二号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二条の七第一項において「対象民有林」という。）において行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの）。

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二条の七第一項において「対象民有林」という。）において行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの）。

三 保安林において行う行為であつて、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの（都道府県知事の同意を得なければならない。）。

四 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにし、又は所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの）。

五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二条の九において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第十九条第一項の届出をしなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの。

六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二条の九において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの（都道府県知事の同意を得なければならない。）。

七 宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域をいう。第二十二条の十第一項において同法第十二条第一項の許可を受けなければならないもの）。

八 特定盛土等規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域をいう。第二十二条の十第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十二条第一項の許可を受けなければならないもの（都道府県知事の同意を得なければならない。）。

九 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第二十三条の二（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けるなければならない行為（河川管理者（同法第七条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三条の二の登録を行ふ場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）。

十 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二条の十二第一項において同法第十九条の十二第一項において同じ。）を行ふ行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けること）。

十一 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二条の十二第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの（都道府県知事の同意を得なければならない。）。

都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議が









報告については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十条第二項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十六条第三項の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百九十三条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百九十三条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については、「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。  
（二）酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供  
第三十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行なう者は、その供給の相手方に對し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。  
（事業者の事業活動に関する計画等）  
第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独又は共同して、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。  
2 前項の計画の作成及び公表を行なった事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行なうことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素化社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。

（数）

**第三十六条の三 株式会社脱炭素化支援機構**（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

**第三十六条の四** 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

**第三十六条の五** 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定する募集株式（第七十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十七条に規定する募集社債（第三十六条の三十六条及び同号において「募集社債」という。）を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならぬ。

機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて出なければならない。

（政府の出資）

**第三十六条の六** 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出资することができる。

（商号）

**第三十六条の七** 機構は、その商号中に株式会社脱炭素化支援機構という文字を用いなければならぬ。

(定款の記載又は記録事項)

## 第二節 設立

機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

**第三十六条の八 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。**

一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一枚と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

四 会社法第七百七条第一項第一号に掲げる事項の完了により解散する旨

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第三十六条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

二 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第一百三十九条第一項ただし書の別段の定め（設立の認可等）

**第三十六条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。**

**第三十六条の十 環境大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。**

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認めらること。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

**第三十六条の十一** 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読み替え）

**第三十六条の十二** 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十七号）第三十六条の十第二項の認可の後株式会社脱炭素化支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の二第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十四条第一項（地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

**第三十六条の十三** 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

（取締役等の秘密保持義務）

**第三十六条の十五** 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(脱炭素化委員会の設置)

第三十六条の十六 機構に、脱炭素化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の権限）

第三十六条の十七 委員会は、次に掲げる決定を行ふ。

一 第三十六条の二十五第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

二 第三十六条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

四 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

五 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

六 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

七 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

八 委員会の議事については、環境省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

九 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第五十七条の六第二項において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

十 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

十一 第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第三十六条の二十七において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

るときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十二条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

七 対象事業者のために対する有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

九 対象事業活動を行ひ、又は行おうとする事業者に対する助言

十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外國におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第三十六条の二十七において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

組合に類似するものを含む。以下この章において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十二条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

七 対象事業者のために対する有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

九 対象事業活動を行ひ、又は行おうとする事業者に対する助言

十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外國におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第三十六条の二十七において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

第三十六条の十九 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長に職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

第三十六条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

第三十六条の二十一 機構は、委員を選定したとき、一週間に以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

第三十六条の二十二 機構の定款の変更の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十六条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供	第三十六条の二十四 機構は、前項第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。)の対象となる事業活動の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。)の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。
十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定による通知を受けた大臣は、当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
十八 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、環境大臣の認可を受けなければならない。	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。
十九 対象事業者があらかじめ、環境大臣の認可を得ると認めることは、第二項の期間内に、機構に對して意見を述べることができる。	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定による通知を受けた大臣は、当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。
二十 機構は、次に掲げる場合に	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定による通知を受けた大臣は、当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。
二十一 前項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定による通知を受けた大臣は、当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。
二十二 対象事業者があらかじめ、環境大臣の認可を得ると認めることは、第二項の期間内に、機構に對して意見を述べることができる。	第三十六条の二十九 機構は、前項の規定による通知を受けた大臣は、当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。	第三十六条の三十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
三 対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。	第三十六条の三十四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
四 株式等の譲渡その他の処分等	第三十六条の三十九 機構は、第三十六条の二十二、第三十七条の三十九の規定による評価を受けたときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。
五 (財務諸表)	第三十六条の三十九 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。
六 (政府保証)	第三十六条の三十九 機構は、第三十六条の二十二、第三十七条の三十九の規定による評価を受けたときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

一 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。	第三十六条の三十九 機構は、第三十六条の二十二、第三十七条の三十九の規定による評価を受けたときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。
二 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。	第三十六条の三十九 機構は、第三十六条の二十二、第三十七条の三十九の規定による評価を受けたときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。
三 (株式等の譲渡その他の処分等)	第三十六条の三十九 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。
四 (財務諸表)	第三十六条の三十九 機構は、第三十六条の二十二、第三十七条の三十九の規定による評価を受けたときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。
五 (政府保証)	第三十六条の三十九 機構は、第三十六条の二十二、第三十七条の三十九の規定による評価を受けたときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

一 対象事業者の実績に関する評価	第三十六条の三十九 機構は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。
二 (業務の実績に関する評価)	第三十六条の三十九 機構は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。
三 第三十六条の三十九 機構は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。	第三十六条の三十九 機構は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。
四 (業務の実績に関する評価)	第三十六条の三十九 機構は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。
五 (業務の実績に関する評価)	第三十六条の三十九 機構は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。

ことができる認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限つて、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るために、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

六 前各号の事業に附帯する事業

都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

七 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

八 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関する改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

九 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

十 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るために規定する事業を適正かつ確實に行うこととする。

三 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、全国に一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

四 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活における温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用等に伴て温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行ふべきは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

六 前各号の事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行ふべきは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

七 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、第一項」とあるのは「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

八 第四十二条 地球温暖化対策地域協議会（環境大臣による地球温暖化防止活動の促進）

九 第四十三条 地球温暖化対策地域協議会（環境大臣及び地方公共団体による吸収作用の保全等）

十 第四十四条 地球温暖化対策地域協議会（割当量口座簿の記録事項）

十一 第四十五条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

十二 国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国人」という。）の管理口座

十三 第一项第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。

十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

十五 第一项第二号の管理口座の開設を受けた者（以下「内国人」という。）の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項

十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

二十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

三十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

四十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

五十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

六十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

七十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

八十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

九十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百零九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一〇 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百一九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百二十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十一 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十二 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十三 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十四 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十五 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十六 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十七 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十八 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百三十九 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一百四十 第一项第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

該管理口座において算定割当量の管理を行ったために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

**第四十七条** 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

(振替手続)

**第四十八条** 算定割当量の取得及び移転(以下この章及び第六十二条第二号において「振替」という。)は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

前項の申請をする口座名義人(以下「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(以下「振替先口座」という。)

取消し(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができる状態にすることをいう。)

次条第二項の義務を履行する目的

第一項の申請があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第五十条 算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けるものとする。

前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期

限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量(環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。)の国への管理を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国への管理口座への移転を行わなければならぬ。

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第五十一条 算定割当量は、質権の目的とすることができる。

事務局から割当量口座簿における管理口座へ

の算定割当量の計算方法に関する国際的な決

定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

記録をする官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置)

**第四十九条** 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定(京都議定書第十二条3(b))に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるもののが扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。)に基づき、事務局から特定認証排出削減量(京都議定書第十二条3(b))に規定する認証された排出削減量のうち植林事業から生ずるものである排出削減量に関する国際的な決定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

**第五十条** 第四十八条(第五項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(善意取得)

**第五十一条** 算定割当量は、質権の目的とすることができる。

第五十二条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対する抗することができない。

(保有の推定)

第五十三条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

(質権設定の禁止)

第五十四条 第四十八条(第五項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(善意取得)

**第五十五条** 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(勧告及び命令)

**第五十六条** 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

(勧告及び命令)

**第五十七条** 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がないくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境省令・経済産業省令への委任)

**第五十七条の二** この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

(国際協力排出削減量の実施)

**第五十九条の二** 国際協力排出削減量の実施

力事業を実施しようとする者は、主務省令で定

めることにより、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類(次項及び次条第二項第一号において「事業設計書」という。)その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとする。

国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、事業設計書の内容が妥当であることについて、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関(次条第二項に規定する認定検証機関をいう。次項において同じ。)の確認を受けなければならない。

第一項の規定により提出する書類には、認定検証機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

主務大臣は、第一項の規定により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとする。

第一項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があつた場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

主務大臣は、前項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があつた場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

主務大臣は、主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

主務大臣は、主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

前項の認定を受けた者(以下「認定検証機関」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 事業設計書の内容の妥当性の確認

二 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証

三 前二号の業務に附帯する業務

一 認定検証機関が第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録)

第五十七条の二 第五十七条の二第五項の規定による通知を受けた者(以下「排出削減等協力事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設され







二 第二十二条の二 第四項第四号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第五項、第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業のために供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三 第二十二条の二 第四項第九号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合並びに第二十二条の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務（第二十二条の二 第四項第十号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされる事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に係るものに限る。）

四 第二十二条の二 第九項第一号（第二十二条の三第五項、第二十二条の二 第九項第一号（第二十二条の三第五項、第二十一条の四第一項及び第二十二条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

五 第二十二条の二 第九項（第二十二条の三第五項、第二十一条の四第一項及び第二十二条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二条の二 第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二条の二 第十五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の二 第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

八 第二十二条の二 第九項第二号の規定により指定市町村において読み替えて準用する第二十二条の二第一項第三号並びに第二十二条の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二 第四項第四号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一

の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

八 第二十二条の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務(同法第十五条の三の三第一項に係るものに限る。)

第十一章 罰則

第六十六条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、第七十条及び第七十四条において同じ)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、沒收する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除ることができる。

第六十八条 第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用した者

二 第五十七条の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員こととのできた秘密を漏らし、又は盜用した者

第六十九条の二 第五十七条の三十一第二項の規定による国際協力排出削減量関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第三十六条の三十五第一項の規定によると報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はその報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第三項の規定による申請に關して虚偽の申請をしたとき。

二 第五十七条の九第三項の規定による申請に關して虚偽の申請をしたとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした指定実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条の二十七の規定に違反して帳簿等を受けないで、国際協力排出削減量関係事務の全部を廃止したとき。

二 第五十七条の二十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十七条の三十第一項の規定による許可を受けないで、各本条の刑を科する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十六条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受けた者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとする。

二 第三十六条の五第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第三十六条の二十一第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第三十六条の二十三第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第三十六条の二十五第二項又は第三十六条の二十七第一項の規定に違反して、環境大臣に通知をしなかつたとき。

六 第三十六条の三十第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第三十六条の三十二の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十六条の二十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第一項の規定による報告をせぬ、又は虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項の規定による届出をせぬ、又は虚偽の届出をした者

三 第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

四 第五十七条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十七条 第三十六条の七第二項の規定に違反して、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第七十六条及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第三条** 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴つて排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用結果等その他の行為をするに当たつて当該情報を利

用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行なう事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第四条** 政府は、令和十二年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一一年一二月二二日法律第六一  
(施行期日) 一六〇号) 抄

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則に係る部分に限る。)

二 第三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第一六〇条、第一六二条、第一六四条、第一六五条、第一六六条、第一六七条及び第一六八条の規定

第三百四十四条の規定

公布の日

**附 則** (平成一四年六月七日法律第六一  
(施行期日) 号)

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十一条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四

二条とし、第十五条を第三十一条とする改正規定、第十二条の次に二条を第三十条とする改正規定、第一章の章名及び一条を加える改正規定

二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十一条とする改正規定、第十二条の次に二条を第三十条とする改正規定、第一章の章名及び一条を加える改正規定(第二十一条の四に係る部分に限る。)並びに第十七条及び第二十九条に係る部分に限る。)並びに第十二条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月一七日法律第六一  
(施行期日) 一号) 抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

**第二条** この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行なう同項に規定する報告について適用する。

**附 則** (平成一七年八月一〇日法律第九  
(施行期日) 三号) 抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十一号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇  
(施行期日) 号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月七日法律第五七  
(施行期日) 七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年五月三〇日法律第四  
(施行期日) 八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二〇年六月一三日法律第六  
(施行期日) 七号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年六月一三日法律第六一  
(施行期日) 八号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定(第二十条の四に係る部分に限る。)、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五

十条の改正規定

公布の日

**附 則** (平成二二年六月二四日法律第七  
(施行期日) 四号) 抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年六月二四日法律第七一  
(施行期日) 五号) 抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、政令で定める。

**附 則** (平成二二年六月二四日法律第七二  
(施行期日) 五号) 抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年六月二四日法律第七三  
(施行期日) 五号) 抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年八月一〇日法律第九  
(施行期日) 三号) 抄

この法律による改正後の中核市に関する特例(第三節特例市に関する特例)を「第二節中核市に関する特例」に改める。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇  
(施行期日) 号) 抄

この法律は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十二条の四まで及び第二十二条の二から第二十二条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十二条の二第三項に規定する温室効果ガス算定方法第六十一号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月七日法律第五七  
(施行期日) 七号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年五月三〇日法律第四  
(施行期日) 八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めた行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年六月二四日法律第七  
(施行期日) 四号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十年を超えた範囲内において政令で定めた行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年六月二四日法律第七一  
(施行期日) 八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十年を超えた範囲内において政令で定めた行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年六月二四日法律第七二  
(施行期日) 五号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十年を超えた範囲内において政令で定めた行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年六月二四日法律第七三  
(施行期日) 五号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十年を超えた範囲内において政令で定めた行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四一  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四二  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四三  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四四  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四五  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四六  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四七  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四八  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四九  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一一  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一二  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一三  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一四  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一五  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一六  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一七  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一八  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二四日法律第一九  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一一  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一二  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一三  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一四  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一五  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一六  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一七  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一八  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月三〇日法律第一九  
(施行期日) 二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

